

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年 3 月17日
【会社名】	株式会社アクアライン
【英訳名】	Aqualine Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楯 広長
【本店の所在の場所】	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
【電話番号】	082-502-6644（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 古関 耕造
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 - 2 新霞が関ビルディング 1F
【電話番号】	03-6758-5588（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 古関 耕造
【縦覧に供する場所】	株式会社アクアライン 霞が関事務所 （東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 - 2 新霞が関ビルディング 1F） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、2025年11月11日付で仙台地方裁判所において訴訟を提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 訴訟の提起があった年月日

2025年11月11日（仙台地方裁判所）

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称： 株式会社ソルブレイン

住 所： 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー20F

代表者： 代表取締役 櫻庭 誠司

(3) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容：当社は2026年2月期より、新経営体制のもとで、広告費用の全面的な見直しを含む、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の収益改善に取り組んでおります。その一環として、リスティング広告の委託先であるソルブレイン社とも協議を行っておりました。2025年9月より、ソルブレイン社に対して2020年以降の同社に支払い済みのリスティング広告費用に関して、ソルブレイン社からの請求金額について疑義がある旨の申し入れを行い、お互いの代理人を通じて交渉してまいりましたが、ソルブレイン社はその交渉の過程にあるにも拘わらず、突如当社に対し、ソルブレイン社が主張する当社に対する債権をもって当社に対して仮差押命令の申し立てを行い、訴訟を提起しました。

損害賠償請求金額： 金8,839万6,421円及びこれに対する2025年9月1日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払いを求めるものです。

以上